

# 地上デジタル放送視聴低所得世帯支援

総務省では、経済的な理由で地上デジタル放送を視聴できない低所得世帯に対して支援をしています。

## 【1】NHK放送受信料が全額免除となっている世帯への支援

- ◆対象 まだ地上デジタル放送に対応できず、次のいずれかに該当しNHK放送受信料が全額免除の世帯
  - ①生活保護などの公的扶助を受けている世帯
  - ②障がい者がいる世帯で、世帯全員が市民税非課税の世帯
  - ③社会福祉施設に入所している世帯
- ◆支援内容 地上デジタル放送対応の簡易なチューナー1台を無償給付し、対象世帯を訪問してチューナーの設置をします。アンテナ改修などが必要な場合は無償で工事します。

## 【2】市民税非課税世帯への支援

- ◆対象 まだ地上デジタル放送に対応できず、世帯全員が市民税非課税の措置を受けている世帯  
※NHKとの放送受信契約が必要です。
- ◆支援内容 地上デジタル放送対応の簡易なチューナー1台を無償給付します。また、チューナーの設置方法や操作方法を電話でサポートします。(チューナーの訪問設置、アンテナ改修などはしません。)

支援内容、申込方法などは、対象世帯によって異なります。詳しくは、総務省地デジチューナー支援実施センターへお問い合わせください。

- 照会先**▷放送受信料全額免除世帯への支援 ☎ 0570-033-840  
▷市町村民税非課税世帯への支援 ☎ 0570-023-724

# バイク・軽自動車の手続きはお早めに



軽自動車税は、4月1日現在に登録されている所有者に課税されます。

**照会先** 税務課

☎ 23-8874  
FAX 21-2308

右記のような場合は、登録の変更手続きが必要となりますので、下表により早めに手続きをしてください。

- ▷バイクや軽自動車を廃棄した
- ▷他人から譲ってもらった
- ▷所有者が死亡した
- ▷所有者の住所が変わった

車種	手続き先	持ち物	
		廃車の場合	名義や住所の変更の場合
原付自転車 (125cc以下のバイク)	市役所 税務課 ☎ 23-8874	1 ナンバープレート 2 所有者の印鑑 3 標識交付証明書 4 窓口に来られる方の運転免許証など本人と確認できるもの	1 ナンバープレート 2 譲渡証明書 3 所有者の印鑑(新・旧) 4 標識交付証明書 5 窓口に来られる方の運転免許証など本人と確認できるもの (※市内転居の場合、1・2は不要)
小型特殊自動車 (フォークリフト、農耕作業用など)	および各地域事務所		
二輪車 (125ccを超えるもの)	中部運輸局岐阜運輸支局 (岐阜市日置江 2648-1) ☎ 050-5540-2053	※左記運輸支局で必要書類などをご確認のうえ、お出かけください。	
軽自動車 (三輪・四輪)	軽自動車検査協会岐阜事務所 (岐阜市柳津町高桑西5丁目27番地) ☎ 058-279-1134 テレホンサービス ☎ 058-270-2001	※左記事務所で必要書類などをご確認のうえ、お出かけください。	

※詳しくは、手続き先にご確認ください。